

お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

お支払いの対象となる入院の取扱い

お支払い できる場合

「血便」が出たため病院を受診したところ、医師より原因を調べるための検査入院が必要であると指示を受けたため入院した場合

身体の異常をきっかけとした医師の指示による検査入院であるため、病気の治療の一環として入院給付金をお支払いします。

お支払い できない場合

定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに入院した場合

病気やケガの治療を目的とした入院ではないため、入院給付金をお支払いできません。

解説

- 入院給付金のお支払いの対象となる入院は、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、**病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること**等、所定の入院であることを要します。
- 例えば、次の入院は、入院給付金をお支払いできません。
 - ・ 美容上の処置による入院
 - ・ 治療を主たる目的としない診断のための検査による入院
 - ・ 介護を主たる目的とする入院
 - ・ 正常分娩による入院
(異常分娩による入院の場合は、入院給付金をお支払いします。)